

電 気 需 給 約 款

2020年12月3日実施

TEPCOライフサービス株式会社

電 気 需 給 約 款

目 次

I	総則	1
1	適用条件	1
2	供給条件の変更	1
3	定義	3
4	単位および端数処理	4
5	実施細目	5
II	契約の締結	6
6	需給契約の申込み	6
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需要場所	7
9	需給契約の単位	7
10	供給の開始	7
11	供給の単位	7
III	料金の算定および支払い	8
12	契約種別および料金	8
13	料金の適用開始の時期	8
14	料金の算定期間	8
15	使用電力量等の算定	8
16	料金の算定	9
17	料金の支払義務および支払期日	9
18	料金その他の支払方法	10
19	延滞利息	11
IV	使用および供給	12
20	適正契約の保持	12
21	需要場所への立入りによる業務の実施	12
22	違約金	12
23	損害賠償および債務の履行の免責	12
24	設備の賠償	13
25	供給の停止	13

V	契約の変更および終了	14
26	需給契約の変更	14
27	料金の変更	14
28	名義の変更	14
29	需給契約の廃止	14
30	解約等	15
31	需給契約消滅後の債権債務関係	16
32	需給地点および施設	17
VII	工事費の負担	18
33	工事費負担金等相当額の申受け等	18
VIII	その他	19
34	準拠法	19
35	管轄裁判所	19
36	信用情報の共有	19
37	反社会的勢力の排除	19
附則		21
1	本約款の実施期日	21
2	供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い	21

I 総則

1 適用条件

- (1) この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約（以下「接続供給契約」といいます。）により電気を供給いたします。
- (3) 本約款に記載する当社からお客さまへの通知、連絡、書面交付等は、原則として電磁的方法（電子メール、当社のホームページまたはスマートフォンアプリ等を利用する方法をいいます。）により提供いたします。お客さまは、当社がこのような電磁的方法による通知等を行うことについて、6（需給契約の申込み）に基づく申込みをもって承諾していただいたものといたします。
- (4) この本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 供給条件の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃その他の事由により、この本約款を変更する必要性が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ当該変更を実施する旨および当該変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適

切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、当該効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、当該変更後の本約款によります。

- (2) 本約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、6（需給契約の申込み）に基づく申込みをもって承諾していただいたものといたします。

イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまわらない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

- (3) 需給契約を更新する場合においては、更新前に契約更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、更新後に当社の名称および住所、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることについて、6（需給契約の申込み）に基づく申込みをもって承諾していただいたものといたします。

- (4) 当該一般送配電事業者の都合等により供給地点特定番号が変更となる場合およびお客さまの都合等により当社が定める契約番号、契約名義に含まれる施設名称等が変更となる場合は、変更後の内容をお客さまにお知らせいたします。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(5) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値をいいます。

(6) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金単価等には消費税等相当額を含みます。

(8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別途当社が定める各種メニュー定義書に定めるところ

るによります。

(9) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(10) 燃料費等調整額

燃料費の変動を料金に反映させるための制度等に基づいて別途当社が定める各種メニュー定義書に記載の方法により算出された値をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(12) みなし小売電気事業者

2016年3月31日時点において電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者をいいます。

(13) 日本卸電力取引所（JEPX）

電気事業法第97条第1項に基づく指定を受け、翌日渡しの電気の売買を行う1日前市場（スポット市場）、実需給の1時間前まで調整的な取引ができる時間前市場（1時間前市場）等の市場を開設し、取引機会を提供している卸電力取引所をいいます。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下

第1位で四捨五入いたします。

- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の締結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を当社所定の様式により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない、お客さまが当社に、当社が指定する日までに、需給契約に関し必要な当社が求める情報（当社との需給契約の前に供給を受けていた小売電気事業者の契約番号およびお客さまが指定した支払い方法に関する情報を含みます。）を提供しない等の事情によるやむをえない理由がある場合には、当社は、需給契約の成立の日を遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ お客さまの契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の3月の計量日の前日までといたします。

ロ 契約期間満了日の3月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、原則として、1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

12 契約種別および料金

契約種別および料金は、各種メニュー定義書によります。

13 料金の適用開始の時期

料金は、契約締結後交付書面に記載された需給開始日から適用いたします。ただし、お客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は、あらためてお客さまと当社との協議によって定めた需給開始日から適用いたします。

14 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）または毎月1日から当該月末日までの期間とし、お客さまの供給設備や計量器の設置状況等をふまえ当社が決定いたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期または当該月末日までの期間、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期または当該月1日から消滅日の前日までの期間といたします。

15 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。

- (2) 当社は、各月ごとに、使用電力量を当該一般送配電事業者から受領した後、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 料金の算定期間が毎月1日から当該月末日までの期間の場合、当社は当

該一般送配電事業者から受領した30分ごとの使用電力量の速報値に基づき料金を計算いたします。ただし、需給契約が消滅する場合を除きます。

(4) (3)について当該一般送配電事業者から受領した30分ごとの使用電力量の速報値と確報値との間に差異が生じた場合は、本約款に定められた当該月の供給条件に基づいて料金の差額を計算し、直後に請求する料金の請求時に精算いたします。ただし、精算後の料金がマイナスの場合は、当該月以降に発生する料金と合算して請求を行います。

(5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者および当社との協議により決定し、お客さまにお知らせいたします。

16 料金の算定

- (1) 料金は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合を除き、算定期間を「1月」として算定いたします。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

17 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、料金の算定期間の翌日に発生いたします。ただし、需給契約が消滅した場合は消滅日、15（使用電力量等の算定）(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日に発生するものといたします。
- (2) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日といたします。ただし、当社の指定する口座振替日またはクレジットカード決済日が支払期日以降となる場合は、口座振替日またはクレジットカード決済日以降の日まで支払期日を延伸いたします。
- (3) お客さまの事情により、当社が複数回にわたり料金の請求を行う場合は、支払期日は延伸されず、初回請求時に(2)により定めた支払期日を適用いたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日

(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

18 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (2) 料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

なお、原則としてイまたはロにより支払うものとし、お客さままたは当社の事情によりイまたはロによる支払いができない場合にはハにより支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、振替手数料は当社が負担いたします。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ お客さまが料金を当社が指定した方法により支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

なお、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いに要する費用はお客さまに負担していただきます。

- (3) お客さまが料金を(2)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (2)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (2)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット

会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (2)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

- (4) 当社は、(1)または(2)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

19 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 料金に係る延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に含まれる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
- なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に含まれる消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

IV 使用および供給

20 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

21 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務

22 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

23 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を

停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合は、当社は、お客さまの受けた損害および需給契約に係る債務の履行について賠償の責めを負いません。

- (2) 30（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

24 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から損害賠償請求を受けた場合は、当社はその賠償に要する金額をお客さまにお支払いいたします。

25 供給の停止

お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、お客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

- (1) 電気の保安上の危険がある場合
- (2) お客さまが料金その他の費用を支払期日を経過してなお支払われず、需給契約が解約となった場合
- (3) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (4) その他、本約款に反した場合

V 契約の変更および終了

26 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、契約期間については、変更されないものといたします。

27 料金の変更

当社は、国内の電力事情および事業環境の急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、日本卸電力取引所における取引価格の高騰等）が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合、契約期間にかかわらず需給契約における料金単価等を変更できるものとします。

28 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

29 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、30（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるた

めの処置が可能となった日に消滅するものいたします。

ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等に基づき、当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものいたします。

30 解約等

(1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ヘ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

リ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

ヌ お客さまがその他本約款に反した場合

- (2) お客さまが、29（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需
要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合に
は、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅す
るものといたします。

31 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消
滅いたしません。

VI 需給地点および施設

32 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、接続供給契約に基づき、原則として、お客さまと当該一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備、引込線、計量器およびその付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次側配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）等、電気の供給に必要な設備の所有、施設場所の提供、施設および負担の区分等は、託送約款等に基づき、定めるものといたします。

Ⅶ 工事費の負担

33 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額に支払いに要した金融機関等への振込手数料を加算のうえ、工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものとしたします。
- (3) 託送約款等に基づき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者から託送約款等に基づき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額に支払いに要した金融機関等への振込手数料を加算のうえ、あらかじめ当社が定める期日までに、お客さまから申し受けます。

Ⅷ その他

34 準拠法

本約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとしします。

35 管轄裁判所

電気需給契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所としします。

36 信用情報の共有

当社は、お客さまが30（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

37 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、需給契約の相手方（相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいいます。）が次に該当する事由があるときは、何らの通知・催告を要しないで、ただちに需給契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、需給契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとしします。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であると認められるとき。

ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの

関与をしていると認められるとき。

ホ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 自らまたは第三者を利用して、契約等の相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて契約等の相手方の信用を棄損し、もしくは業務を妨害する行為などを行なったとき。

(2) お客様および当社は、自らが(1)イからへに該当しないことを確約し、将来も(1)イからへに該当しないことを確約するものとします。

(3) お客様または当社が、(2)に反した場合には、需給契約の相手方は何らの通知・催告を要しないで、ただちに需給契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、需給契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとします。

附則

1 本約款の実施期日

本約款は、2020年12月3日から実施いたします。ただし、変更内容は2020年12月分の料金に遡って適用いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。